

明治中期の酒田町における所得上位者の所得源泉について

葛 西 大 和*

要 旨 明治以降の近代における日本の都市発達に関する従来の都市地理学の研究においては個別都市の性格を規定する上で重要な役割を演じる都市の経済主体に関する分析が欠落していることを自覚して、筆者（葛西，2000）は先に酒田町について都市住民の階層構成の特徴と有力商工業者の社会経済的地位についての分析を行った。本研究はその続編をなすもので、都市住民階層の上層部を構成する所得上位者の所得内容の分析から酒田町の経済的存立基盤と都市の性格の変質について論及したものである。

酒田の都市住民階層において上層部を形成している1895（明治28）年度の所得で上位から78人（近村在住者を含めると92人）の所得の源泉を個別に分析した結果、有価証券投資からの収入が一定の比率に達し圧倒的資力を誇る最上層を例外として、所得階層が上がるにつれて地所収益の比率が比例して上昇していること、「営業収益」が10%強にすぎないこと、有力商工業者は明治10年代後半に盛んに土地を取得していることなどが明らかとなった。すでに大地主化していた資産家に加えて、土地所有規模に大小はあれ、有力商工業者の大多数が地主化することによって明治中期の酒田町は、商都というよりは農村社会と深く結合した地主化した富豪が支配する社会に変質していた。

キーワード 都市地理学，都市の経済的存立基盤，都市上層部，所得の源泉，不在地主，酒田町

I. はじめに

1. 日本の近代における都市研究の課題

第二次世界大戦後の日本の都市地理学研究に指針を与えた著書¹⁾において木内（1951）が明治以降の日本の都市の発達について論じていることを知る人は今では少なくなったが、明治以降の近代における日本の封建都市の変貌を研究対象とする都市研究が本格化するのには、第二次大戦時の戦災によって廃虚となった日本の都市の復興が誰の目にもはっきりと意識されるようになった1960年前後のことである。

明治以降の日本の都市発達に関する研究が、歴史学と地理学と社会学の各分野で時をほぼ同じくして開始されたことは偶然ではない。敗戦を契機にして日本の近代への関心の高まりが、学問の領域を超え

て共通の関心事となったからである。研究は、近代的統計調査としては不備ではあったが、全国的統計が得られる人口統計²⁾の利用から始まった。1959年に開催された地方史研究協議会の共通論題、「幕末・明治期における都市と農村」の報告者である古島（1961）と海野（1961）の研究は、主に人口統計の活用によって明治以降の日本の都市発達の特徴を浮き彫りにしようとした試みであった。これらの研究が公表された1961年に、人文地理学会は「明治時代の地理」をテーマとするシンポジウムを開催した。その中で、小森・成田（1962）の「明治の都市」と題する発表は、日本の都市の経済的基盤は明治中期までは第3次産業にあったことを指摘した研究成果であった。森川（1962）の研究は上述の研究動向を意識して行われたもので、「共武政表」を資料にして明

* 山形大学農学部生物環境学科 〒990-8560 山形市小白川町1-4-12

治10年代初めの日本の都市分布の特徴と分布の形成原理を問題にしており、後年の都市の立地研究に発展する内容が含まれている。1962年にはまた、社会学の立場から日本都市の発展過程を論じた矢崎(1962)の研究も提示されて、日本の都市発達に関する研究に深みと広がりを与えた。

人口数と都市の起源を主要な手掛かりとする都市分布に関する研究は、藤岡(1968)やSchöller(1969)の研究を一区切りとして都市地理学では流行の研究テーマではなくなった。その後の研究は、「国勢調査」の職業統計を利用して、工業の発展という視点から近代における日本の都市の動向を考察した海野(1970)、あるいは、小森・成田および海野の問題意識を進展させるために、『国勢調査報告』と『工場通覧』を組み合わせることで日本の都市の経済的基盤を分析するための前提となる基礎作業を実施している葛西(1977, 1978, 1994)などの研究に継承されているにすぎない³⁾。

ところで、明治以降の都市発達に関する研究は、個別都市の地域構造の変化を解明するという別視点からの研究の提示によって、1960年代に新たな展開を見せた。幕藩社会の地域構造に関する研究を近代に拡張した矢守(1962, 1970, 1972)の研究は、幕藩体制下で成立した封建都市の「地域制」が、近代においてどのように変化したかを、人口、土地利用、工業、交通の条件を重視しながら、その変容系列の解明から都市の構造分析を実施している点に研究上の特色がある。個別都市について地域構造の変化を解明しようとするこの研究視角は、石塚(1968)や横尾(2000)の一連の都市研究⁴⁾に継承され、近年新たな展開が図られている。

明治以降の日本の都市発達に関する研究は、上記の2つの研究視角と方法によって行われてきたのであるが、近年においては、いずれの方向においても研究は低調である。都市地理学に限定して言えば、都市研究の主要な関心が、都市の立地研究あるいは都

市システム研究に移行したからである。都市地理学の研究視角が「面」から「点」に移されたことを決定づける記念碑となった田辺編(1982)『日本の都市システム』研究に始まる枚挙に暇がないほどの中心地システム研究の盛行が、都市システムの歴史的展開の中に明治以降の日本の都市発達に関する研究を呑み込んでしまった。しかし、「点」としての都市群の階層性を問題にする中心地研究が、「面」としての個別都市の地域構造の変化に関する研究と密接な関係にあることは、この方面の研究においても先駆的な蓄積を有する田辺自身⁵⁾が認識していたところであり、また「点」として都市を問題にする場合でも、個別都市の経済的存立基盤がどこにあるのかを確定する作業、あるいは経済的な意味で個別都市がどのような再生産構造⁶⁾をもっているのかを都市発達の各段階について解明する作業は、依然として困難な課題として残されたままである。これらの諸問題を解決することによって、明治以降の日本の都市発達に関する研究は日本の都市システム研究のさらなる発展に貢献することができるであろう。

2. 本研究の目的

酒田町⁷⁾の都市住民の階層構成と経済活動の主要な担い手であった有力商工業者の社会的経済的地位についての検討によって酒田町の構造分析を試みた前編(葛西, 2000)に続く、本編の目的は、酒田町の都市住民階層で上層部を形成している所得上位者の所得内容を検討することによって明治中期の酒田町の経済的存立基盤を解明し、都市の性格の変質について論及することにある。なお、本研究は、山形県の商品流通研究(葛西, 1997, 1998)と相互補完関係にあることは言うまでもない。

II. 酒田町における所得上位者の所得源泉

1. 所得額と所得源泉に関する資料

1) 県税戸数割賦課等級の有効性と限界

前稿において方法的に提示したように、近代の日

本については「府県税戸数割賦課等級名簿」が利用できる場合には、都市部であれ農村部であれ、住民の階層構成の特徴と各成員の経済的位置を確定することが可能である。しかし、この資料では、当該の市町村における各構成員の相対的な意味での階層的位 置を知ることはできても、どの程度の資力を所有しているのかといった絶対的な意味での経済的地位や資力の源泉を解明することはできない。一般に、農村部では所得の主たる源泉が土地所有であるから土地所有の実態が明らかになれば資力の内容をおおよそ把握することができるけれども、都市部では商工業を基盤としつつも有価証券や土地への投資など所得の源泉が多岐にわたるために、成員の経済活動の実態を把握することはなかなか容易ではない。

そもそも、「府県税戸数割賦課等級」は各市町村に割り当てられた府県税を構成員（戸主）に負担させるために作成される等級づけであり、成員の資力を総合的に勘案して決定するのであるが、戸数割の制度は、できるだけ多くの住民に府県税を負担してもらうことを原則としているので、資力のある者の戸数割負担は実際の資力をそのまま反映せず、やや低めに決定されていると考えてよい。にもかかわらず、1896（明治29）年度における酒田町の県税戸数割賦課は、1等級に属する1戸のみで1,165戸分の、すなわち全戸数割の33.35%、戸数割賦課等級の上位から1.32%の46戸で50.95%、同様に10.19%までの階層で72.18%、30.11%の階層で86.58%を負担していることに示されているように、戸数割の負担は階層の上位者に著しく偏っている。したがって、酒田町は都市の経営において実質的な主導権を発揮することができた資力のある階層の経済活動の内容によって経済的意味での都市の再生産が左右される構造を有していたといえる。

2) 所得高に関する資料

都市に集住している成員の資力はいろいろな方法で評価することができよう。営業所得や土地家屋は

資力を測定する1つの指標である。ただし、これらの指標では都市の成員について資力の総体を窺うにはあまりにも不備である。理論的には、所得をもたらしている資産と所得をもたらしていない資産を合わせた個人の総資産を資力の理想的指標として考えることができる。総資産は資力の秤量指標として相応しいが、しかし、この種の個人情報を作成されていないので、総資産を資力の秤量指標とすることは事実上不可能である。利用しやすいという観点からみれば所得高がある。この指標は、土地・家屋などの不動産で価値を生みだしていない部分や書画・骨董などの動産で所得に反映していない部分を含んでいないので、理想的指標とはいえないが、都市成員の資力評価の指標としては、最も現実的にして利用価値が高い指標といえる。

3) 所得源泉に関する資料

さて、「所得高」は個人の経済活動の総体であるから、ある個人が多様な収益源をもっているとするれば、所得高とは各種の収益源から生じた個別所得を合計したものとなる。それゆえに、所得高の計算にあたっては、各種の所得源泉から生みだされた収益が合算される。通常、「所得納税者一覧」として公表されているものには、第1表の例のように、所得税等級と所得高が、個人の税額とともに記載されており、各納税者の所得高を構成している所得の内訳は記載されていない。この事実こそ所得者の経済活動の総体的把握を妨げた大きな要因であった。その経済活動が農村部と比較して一般に多岐にわたり、しかも多数の個人の集団からなる都市部では、都市の経済的基盤を解明することなくしては都市の性格を論ずることはほとんど不可能であるので、日本の都市研究を進展させるためにも、所得の個別的内訳に関する資料の発掘と利用が待たれる。

個人的記録あるいは税務署や市町村役場への報告の控えとして当事者の手元に残される個人の所得源泉に関する資料が利用されやすいのとは対照的に、

第1表 飽海郡下における高額所得者一覧 (1895年)

所得税等級	所得高	高 額 所 得 者		
		所 得 税	住 所	氏 名
一等之部	52,764 円	1,582 円 92 銭	酒田町本町一丁目	本間 光輝
三等之部	10,302 円	206 円 06 銭	酒田町船場町	小山 太吉
四等之部	3,209 円	48 円 13 銭 5 厘	酒田町本町六丁目	村田 與治兵衛
	3,088 円	46 円 32 銭	酒田町本町一丁目	池田 藤八郎
	2,593 円	38 円 89 銭 5 厘	中平田村	藤井 新治
	2,580 円	38 円 10 銭	酒田町浜町	伊藤 弥治平
	2,046 円	30 円 69 銭	酒田町外野町	伊藤 保之助
	1,949 円	29 円 23 銭 5 厘	酒田町本町四丁目	森 重郎
	1,874 円	28 円 11 銭	酒田町下内町	松井 権平
	1,796 円	26 円 94 銭	酒田町天正寺町	市原 平三郎
	1,644 円	24 円 66 銭	中平田村	伊藤 四郎右衛門
	1,350 円	20 円 25 銭	鶴渡川原村	大泉 長次郎
	1,213 円	18 円 19 銭 5 厘	中平田村	秋野 平次郎
	1,085 円	16 円 27 銭 5 厘	酒田町本町三丁目	鏡谷 惣太郎
	五等之部	882 円	8 円 82 銭	西荒瀬村

五十嵐太右衛門編輯 (1895) 『明治二十八年度山形県所得納税者一覧』
(河北町立中央図書館「藻鯨亭文庫」所蔵) より一部抜粋引用。

所得納税者群の所得源泉に関する資料は、準備過程も含めて課税段階の文書となるために、その利用は一般に著しく制限されるのが普通である。それゆえに、この種の資料が歴史資料として利用されることは極めて稀であった。この点、小山 (1958) が「明治 28 年 (1895) 酒田町上層部の職業別収入内訳」として記録している所得の源泉資料⁹⁾ は例外的な存在

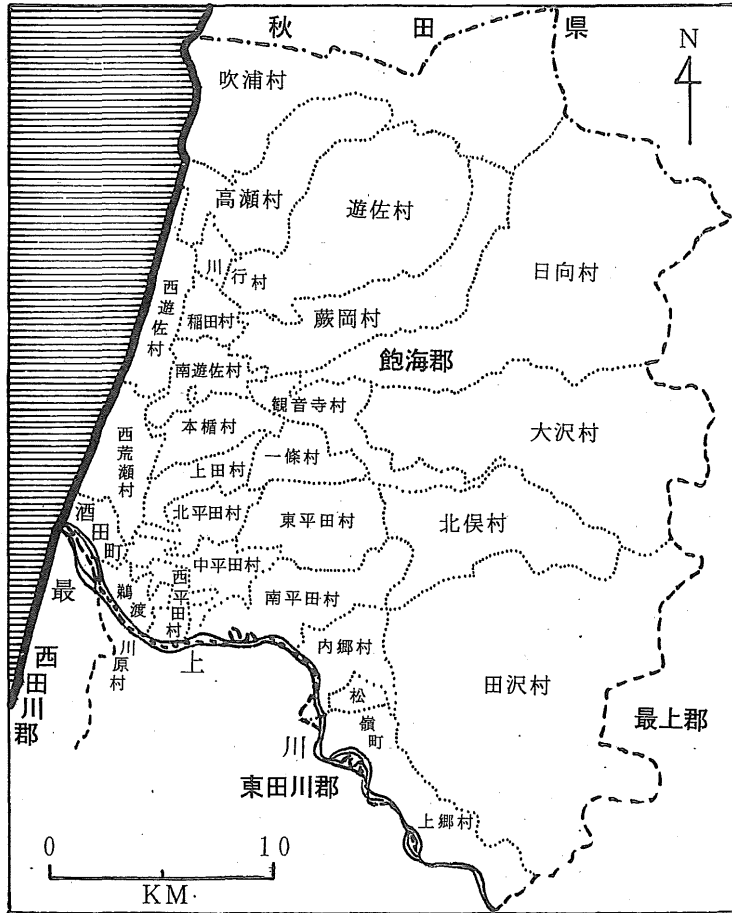
である。第 2 表はその一部分を抜粋して示したものである。原資料の所蔵先を確認できないために、記載の内容に関して詳細を知ることはできない。要点を言えば、300 円以上の所得高を記録している 92 人について、所得の源泉別内訳と所得高の合計が記録されている。

『日本農業発達史』の別巻が発表されてからすでに

第2表 酒田町上層部の職業別収入内訳 (1895年)

職 業	公債 利子	株券 利子	貸預金 利子	俸給	手 当 年給金	地 所 収 益	船舶 収益	家屋敷土蔵 貸付取得	営業 収益	計
1 質 屋	円	円	円	円	円	333 円	円	6 円	166 円	505 円
2 米 商			312			1,521		42		1,874
3 味噌製造業			157			93		3	109	362
4 地 主			5			2,552		24		2,581
5 地主・荒物商			101			362			50	513
6 地主・呉服屋	67		111			1,020			600	1,797
7 地主・質屋			294			725		25	200	1,244
8 地主・質屋			1,502			237		4	304	2,047
9 質 屋			26			195			400	621
10 呉服屋						125			188	313

小山孫二郎 (1958) 「大地主と庄内米の流通」より部分引用。



第1図 山形県飽海郡管内図 (1895年)

半世紀近い時間が経過している。多くの研究者が読んだはずであるが、酒田町の所得高に関するこの第一級の資料はこれまで活用されていない。小山が作成した「明治28年(1895)酒田町上層部の職業別収入内訳」を使って酒田町の都市の経済分析を行うためには、少なくとも以下の2つの問題を解決する必要がある。第1に、1895年度に300円以上の所得高を記録している92人の納税者について個人名を確定すること、第2に、その個人について酒田町の都市住民階層における位置を確定することである。この2点に加えて、商工業者の経済的・社会的地位を明らかにすることができれば、酒田の都市の性格を立ち入って論ずることができる。第3点については、

1896(明治29)年度の酒田町「県税戸数割賦課等級名簿」と『日本全国商工人名録(第二版)』に収録されている主要商工業者についての分析によってすでに解明したので、問題として残されているのは、酒田町の上層部を構成する92人について氏名を確定して、その結果を1896(明治29)年度の「県税戸数割賦課等級名簿」と対比して、当該の納税者が酒田町の都市住民階層において占めている位置を明らかにすることである。

2. 所得上位者の収入構成

- 1) 飽海郡下における明治28年度所得300円以上所得者の分布

資料所蔵調査の結果、山形県河北町立中央図書館

第3表 飽海郡下の300円以上所得規模別主要町村別納税者数と所得高・所得税額 (1895年)

所得規模 町村名	計	300	500	750	1,000	2,000	3,000	5,000	10,000円	所得高	所得税額
		¥ 499	¥ 749	¥ 999	¥ 1,999	¥ 2,999	¥ 4,999	¥ 9,999	¥		
酒田町	78人	35人	18人	6人	13人	2人	2人		2人	122,521円 (69.2%)	2,536円89銭5厘
中平田村	8	3	1		3	1				8,824円 (5.0%)	124円05銭5厘
松嶺町	7	4	1	1		1				5,443円 (3.1%)	66円53銭
西荒瀬村	7	5	1	1						3,909円 (2.2%)	39円09銭
北平田村	3	1			1	1				3,771円 (2.1%)	54円96銭
鵜渡川原村	5	2	1	1	1					3,501円 (2.0%)	41円76銭
南遊佐村	7	5	1	1						3,346円 (1.9%)	33円46銭
上田村	6	5	1							2,670円 (1.5%)	26円70銭
東平田村	4	2	1		1					2,445円 (1.4%)	29円96銭5厘
川行村	4	2	1		1					2,345円 (1.3%)	28円67銭
田沢村	4	2	1	1						2,270円 (1.3%)	22円70銭
遊佐村	3	1	1	1						2,010円 (1.1%)	20円10銭
小計	136	67	28	12	20	5	2		2	163,055円 (92.1%)	3,024円88銭5厘
飽海郡	160	82	32	14	23	5	2		2	176,981円 (100.0%)	3,182円70銭

五十嵐太右衛門編輯 (1895) 『明治二十八年度山形県所得納税者一覧』
(河北町立中央図書館「藻鯨亭文庫」所蔵) より作成。

の「藻鯨亭文庫」中に『明治二十八年度山形県所得納税者一覧』の所蔵を確認した。酒田町の所得上位者の個人名は、この資料を「明治28年(1895)酒田町上層部の職業別収入内訳」一覧表と比定することで、全員について復元することが可能となった。

酒田町の都市住民階層において上層部を形成する92人の所得者の所得源泉について立ち入った検討をする前に、300円以上の所得高を記録している所得者が飽海郡管内にどのように分布しているかを明らかにしておきたい(第1図)。改めて説明するまでもなく、飽海郡は最上川の右岸一帯の広大な領域からなり、庄内平野のほぼ北半分を占める水田単作地帯として知られる米どころである。そして酒田町は、最上川河口付近の右岸に発達した港町である。

『明治二十八年度山形県所得納税者一覧』によると、300円以上の所得高を記録する所得者は飽海郡下には160人を数える。第3表は、所得高の合計が2,000円以上に達している町村について町村別の所得階層別所得者分布、所得高、所得税額を示したものである。酒田町の占める地位を要約すれば以下の

ようになるだろう。第1に、300円以上所得者の比率は飽海郡全体の半ばに達しないとはいえ、高額所得者は酒田町に集中していること。第2に、所得高の合計では飽海郡の69.2%、所得税の納税額では79.7%を占めること。これらの特徴から言えることは、後述の所得源泉の分析を通して明らかとなる酒田町の所得構造の特質が、飽海郡全体の性格を規定するだけの重要性をもつということである。

2) 明治28年度所得1,000円以上所得者の所得源泉

『明治二十八年度山形県所得納税者一覧』に記録されている氏名と所得高を「明治28年(1895)酒田町上層部の職業別収入内訳」一覧表における所得高と対比して、所得者=納税者の氏名を確定する作業を実施⁹⁾したところ、後者の資料には酒田町周辺の農村部に拠点をもつ14人¹⁰⁾が含まれていることが明らかとなった。この14人は、何らかの形で酒田町に所得の源泉を所有していたために、一覧表に記載されたと考えることができる。第4表は、酒田町外に住所をもつこれらの納税者を含めて所得高順に並べ

第4表 酒田町所得上位者の収入構成（1885年度）と県税戸数割等級（1886年）—その1—

所得納税者氏名	所得高	営業利益	地所収益・家屋敷土蔵貸付（地所）	公債利子 株券利子	貸預金 利子	俸給・手当 給金	職業	戸数割等級
本間 光輝	52,764 円	%	66.6 (98.6) %	17.9%	15.5%	%	地主	1
小山 太吉	10,303		76.5 (99.8)	2.7	20.8		元船問屋	3
村田 與治兵衛	3,209		84.6 (99.6)	0.1	15.3		雑貨卸商	5
池田 藤八郎	3,088		98.2 (95.9)	0.9	0.9		地主	4
藤井 新治	2,593		97.6 (98.1)	2.4			地主	中平田村
伊藤 弥治平	2,580		99.8 (99.1)		0.2		地主	3
伊藤 保之助	2,046	14.8	11.8 (98.3)		73.4		地主・質屋	8
本間 長太郎	1,999	40	52.05 (97.1)	0.7	7.25		問屋	6
森 重郎	1,949		92.3 (99.4)	0.2	7.5		地主	4
荒木 桑太郎	1,933	22.0	42.5 (100)	26.1	9.4		仲買人	7
松井 権平	1,874		83.4 (97.3)		16.6		米投機商	6
市原 平三郎	1,796	33.4	56.7 (100)	3.7	6.2		地主・呉服屋	4
伊藤四郎右衛門	1,644		100 (99.2)				地主	中平田村
金湖 與左衛門	1,489	26.9	51.4 (100)	2.4	19.3		酒屋	7
白崎 善吉	1,473	20.4	73.0 (96.5)	0.2	6.4		呉服屋	8
原 正道	1,397		14.2 (93.0)	1.1	84.7		金貸業	7
大泉 長次郎	1,350		100 (99.9)				問屋	鶉渡川原村
五十嵐伝之丞	1,334		96.3 (100)	0.15	3.55		問屋	8
竹内 丑松	1,243	16.1	60.3 (96.7)		23.6		地主・質屋	7
秋野 平次郎	1,213	24.75	71.95 (99.0)		3.3		問屋	中平田村
堀 助右衛門	1,166	51.4	25.9 (100)	3.7	19.0		船問屋	7
鏡谷 惣太郎	1,085	81.9		2.4	15.7		元問屋	10
本間 耕曹	1,017		4.7 (87.5)	95.3			代議士	8

小山孫二郎「大地主と庄内米の流通」所収、「明治28年(1895)酒田町上層部の職業別収入内訳」表と『明治二十八年度山形県所得納税者一覧』より作成。なお、本表の所得高は後者の数字である。戸数割等級は、「(明治二十九年度酒田町) 県税戸数割賦課等級」一覧より作成。

替えを行った後に、1,000円以上所得者の所得の源泉別収入構成を計算した結果である¹⁾。所得の源泉別内訳は、第2表に示したように多岐にわたるため、「営業収益（船舶収益を含める）」、「地所収益・家屋敷土蔵貸付取得」、「公債利子・株券利子」、「貸預金利子」、「俸給・手当年給金」の5項目に整理し、所得者の戸数割等級は、「(明治二十九年度酒田町) 県税戸数割賦課等級」から引用した。

1895(明治28)年度所得1,000円以上所得者23人の所得構成は、酒田町の上層部に属する所得者の所得構成を端的に示している。職業欄に「地主」と記載されているのは23人中8人であるが、「地所収

益・家屋敷土蔵貸付取得」を最大の収益源とする者は18人に達し、この内の17人は地所収益単独で所得の半ばを上回る収益構造をもっている。「貸預金利子」を最大の収益源とする金貸業を営む原正道と、質屋を営む伊藤保之助は地主と見なしてよいので、この点で例外的なのは、「営業収益」を主体とする鏡谷惣太郎と堀助右衛門、「貸預金利子」を主体とする本間耕曹の3人のみである。堀助右衛門と本間耕曹は地所収益を有するので、結局のところ、地所からの収入に依存せずに高額所得者となっている例は、鏡谷惣太郎ただ1人となる。

冠絶した所得高を記録して筆頭の地位にある本間

光輝を始めとして、小山太吉、村田與治兵衛、池田藤八郎、伊藤弥治平、森重郎、松井権平、原正道、五十嵐伝之丞らは、その職業欄に地主とない場合でも、所有する地所からの収入に大きく依存する所得構造から見て、小作米の取得と販売を経済的基盤とする地主である。「公債利子・株券利子」の比率が所得の17.9%を占めるまでになり、収益源の分散が図られている本間光輝を例外として、有価証券からの収入が5%未満の水準にあるこれらの地主の所得構造は、単純である。地所収益の比率が大きい所得者の場合は、「貸預金利子」の主体が銀行預金利子よりは、土地を担保とする金貸し業務から発生する利子収益にあったと考えられるので、酒田町の高額所得者の所得構造は、「地所収益・家屋敷土蔵貸付取得」の比率で量られる以上に、土地所有を基盤にしていたと言ってよいだろう。

専ら「営業利益」を収益源としている鑑谷惣太郎のような商工業者は、酒田町ではすでに例外的存在になっており、営業利益が20%以上の比率を有する商工業者は、鑑谷惣太郎以外に、堀助右衛門、本間長太郎、市原平三郎、金湖與左衛門、荒木桑太郎、白崎善吉の5人を数えるにすぎない。しかも、堀助右衛門以外の商工業者では地所収益が営業収益を上回っており、営業収益単独では高額所得者の上位に名前を連ねることは困難になっている。「県税戸数割賦課等級」の上位者はいずれも、「地所収益・家屋敷土蔵貸付取得」、なかんずく、「地所収益」を資力の基盤としていることは明白である。

3) 明治28年度所得500円以上所得者の所得源泉

第5表は、500円以上1,000円未満所得者28人の所得源泉別収入構成である。酒田町の所得高の順位で20位から43位は、戸数割等級では都市住民階層の上位からほぼ1.2%以内に相当する。

「地所収益・家屋敷土蔵貸付取得」からの所得に大きく依存している酒田町の高額所得者の場合とはこ

となり、500円以上1,000円未満所得層の収益構造は多様である。職業欄に「地主」と記載されているのは全体で28人中7人にすぎないが、「地所収益・家屋敷土蔵貸付取得」を最大の収益源とする者は11人を数え、「地主・金貸業」を営む折田金蔵を加えると、「地所収益・家屋敷土蔵貸付取得」に依存する所得者は12人となる。28人中12人の割合は全体の40%強に相当するので、この所得階層においても地所収益は重要な所得源泉となっている。

「地所収益・家屋敷土蔵貸付取得」に次いで収入源として多いのは、「俸給・手当年給金」である。8人中5人は文字どおりの俸給生活者で、判明している分では、職業欄に「判事」とある。残りの3人中2人は地所収益をもち、1人は郵船勤務の会社員で、有価証券からの収入を有する。「営業収益」を所得の柱とする商工業者は5人で、阿部久作、相馬次郎右衛門、和島茂兵衛、奥村七三郎の4人は「地所収益」を重要な所得の源泉とし、対照的に、中村太助は「地所収益」を全く欠いている。残り3人中2人は「貸預金利子」、1人は「公債利子・株券利子」を収入源とする。前者は貸預金利子から「地所収益」へ、後者は「営業収益」から株券利子へと、収入源の分散を図っている。

4) 所得階層別収入構成の特質

これまで1895(明治28)年度所得500円以上所得者51人—酒田町在住者に限ると43人—について、所得者の所得構造に見られる特徴を明らかにしてきた。1,000円以上所得者は1896年度の酒田町の戸数割等級では上位から0.54%以内、また500円以上所得者は同じく1.23%以内の階層に属する。しかし、以上の所得者の所得高は34,642円の本間光輝から500円の長崎新吉まで約69倍の開きがあるので、現実に近づけるための工夫が必要となる。

所得階層ごとの所得構造を詳しく分析するために酒田町在住者78人—酒田町の都市住民階層では上位から2.29%以内の階層—を含む92人について、

第5表 酒田町所得上位者の収入構成（1885年度）と県税戸数割等級（1886年）—その2—

所得納税者氏名	所得高	営業利益	地所収益・家屋敷土蔵貸付（地所）	公債利子株券利子	貸預金利子	俸給・手当給金	職業	戸数割等級
橋本 熊五郎	921 円	%	97.1 (100) %	%	2.9%	%	地主・酒造	7
本間 光幸	882	3.1	49.2 (96.3)	8.5	39.2		地主	西荒瀬村
佐藤 直中	875		8.6 (54.7)			91.4	郡長	11
加地 順之	800					100		11
庄司 恒策	800					100	判事	11
杉浦 謙吉	792	37.9	60.6 (100)		1.5		医師	8
関 太郎兵衛	786	9.55	90.45 (99.0)				雑貨商	10
伊藤 仁助	753	6.65	25.65 (95.9)			67.7	米屋	鶉渡川原村
栗田 保徳	700					100	判事	12
青塚 岩治	681		100 (99.4)				地主	10
中村 太助	671	97.6	0.2		2.2		金物商	9
阿部 久作	671	58.9	31.4 (100)	0.75	8.95		仲買人	8
折田 金蔵	637		45.7 (99.0)		54.3		地主・金貸業	中平田村
相馬次郎右衛門	631	47.55	37.25 (100)		15.2		料亭	9
和島 茂兵衛	620	64.4	31.4 (100)		4.2		質屋	8
高橋 喜蔵	607	23.7	14.15 (100)	0.8	61.35		質屋	7
北島 和作	600					100		13
清水 永栄	600					100		鶉渡川原村
伊藤 辰弥	598	25.0		75.0			旅館	(10)
佐々木鶴代	597		46.05 (100)		41.9	12.05	地主・金貸業	10
斉藤 文治	597	34.8	2.8 (100)	10.9	51.5		仲買人	10
本間 庄七郎	571		86.9 (100)	15.1			地主	?
宝子山忠暉	555			13.5		86.5	郵船会社員	13
奥村 七三郎	523	81.5	16.8 (100)		1.7		問屋	11
本間 幸四郎	523		89.9 (98.1)	0.6	9.5		問屋	9
真島 清太郎	512	9.7	70.6 (100)		19.7		地主・荒物商	9
杉原 新助	505	32.9	67.1 (98.2)				質屋	10
長崎 新吉	500		100				興行師	14

資料の出典など、第4表と同様。

所得階層別に所得源泉別収入構成を計算したものが第6表である。所得高300円以上所得者全体の所得源泉別収入構成において「地所収益」（57.2%）は最大の比率を占めている。所得階層別に見ると、有価証券投資からの収入がすでに一定の比重に達している最上層を例外として、所得高が大きくなるにつれて地所収益への依存度が上昇している。すなわち、地所収益への依存度合いは、所得高300円以上500円未満層の13.2%から、500円以上750円未満層の32.2%、750円以上1,000円未満層の42.6%、1,000円

以上2,000円未満層の53.2%、さらに2,000円以上3,000円未満層の60.3%、3,000円以上5,000円未満層の89.1%へと、所得高の大きさに比例して増加している。3,000円以上5,000円未満所得者の所得構成は、有価証券投資からの収入が微々たる比率であるという点で10,000円以上の所得階層とは異なるが、所得構造は「地所収益」のみで存立できることを示している。この所得階層に属する所得者は「営業収益」をもたず、土地を担保とする融資からの収益が主体をなすであろうところの「貸預金利子」と「家

第6表 酒田町在住者と町外在住者の所得階層別収入構成 (1885年度)

所得階層	員数	所得高	公債 利子	株券 利子	貸預金 利子	地所 収益	家屋敷土蔵 貸付取得	営業 収益	船舶 収益	俸給・手当 年給金
10,000円～ 5,000～9,999	2人	63,067円	1.35%	14.1%	16.3%	67.4%	0.8%	%	%	%
3,000～4,999	2	6,351	0.5		8.2	89.1	2.2			
2,000～2,999	2	4,628			32.55	60.3	0.6	6.55		
1,000～1,999	13	19,761	3.2	5.3	16.2	53.2	0.8	19.8	1.5	
750～999	6	4,975			0.8	42.6	0.8	7.55		48.25
500～749	18	10,670	0.7	5.6	12.1	32.2	4.9	27.15		17.35
300～499	35	13,146	1.1	1.75	22.6	13.2	0.5	48.65	5.3	6.9
酒田町在住者	78	122,598	1.4	8.8	16.15	56.1	1.2	11.35	0.8	4.2
非在住者	14	12,276	0.65	3.5	8.2	68.8	1.7	0.75	2.45	13.95
合計	92	134,874	1.35	8.3	15.45	57.2	1.3	10.4	0.9	5.1

資料の出典は、第4表と同様。

所得高の数字については、本文注9)参照。

「屋敷土蔵貸付取得」からの収入を合わせて、所得の源泉を不動産に仰ぐ地主である。一般に、「地所収益」のみで2,000円以上に達する所得者の所得構造は、地主としての性格を強めることを所得階層別収入構成は示している。

「地所収益」に次いで比率が大きいのは「貸預金利子」(15.45%)である。この所得は、土地や家屋ないしは資金貸付の対象となる何らかの物件を担保として融資する貸し金からの収入という性格をもっている。この「貸預金利子」が所得源としてすべての所得階層に及んでいるということは、質屋に代表される金貸し業が酒田では広範に展開していたことを示す。所得階層別には、所得高300円以上500円未満層で営業収益に次ぐ所得源となっていることが注目される。

所得源泉に占める「営業収益」(10.4%)の大きさは、商都酒田のイメージからはとても想像できないような数字である。ここで「営業収益」とは商工業活動に由来する狭義の所得であろうが、「貸預金利子」の少なからぬ部分と「船舶収益」を加えたならば、比率はもっと上がるであろう。しかし、それにしても営業収益を主たる所得源泉とする所得階層が

所得高300円以上500円未満層にあって、所得高500円以上750円未満層では地所収益を下回っているという事実と、酒田町の有力商工業者が集中している所得高1,000円以上2,000円未満層の営業収益が20%程度でしかないという現実、もはや酒田町の都市の性格を商業都市と単純に規定できないことを意味する。

「株券利子」と「公債利子」を合わせた有価証券投資に由来する収入は、まだ10%弱(9.65%)にすぎないとはいえ、「営業収益」に匹敵する大きさに達していることは注目される。もっとも、13,018円の有価証券投資収入の74.8%(9,742円)は、所得高10,000円以上の階層によって占められているので、この所得は所得階層を横断する普遍的な収入源にはなっていない。

所得階層は中位以下ながら、「俸給・手当年給金」(5.1%)を主な所得源とする俸給生活者が少なからず出現している点が特記に価する。職業としては、郡長、郡役所員、判事、警察署長、会社員などからなり、所得高は1,000円未満である。その数は酒田町の所得構造に影響をもたらすほどの大きさではないが、近代の制度が生みだした職業である。

酒田町の上層部を形成する所得者の所得構造についての分析結果を要約すれば、以下ようになる。

「地所収益」と「家屋敷土蔵貸付取得」の合計が58.5%に達しているの、土地所有を基盤として生みだされる所得に著しく傾斜していること、これらの所得源泉から得た利益は、一方では株式投資などの有価証券投資に振り向けられて利子(9.65%)をみ、他方では銀行預金と担保物件を保証として貸付られる貸金からの利子(15.45%)を発生させていること、言い換えると、土地からの収入と利子からの収入の合計が83.6%という驚くべき数字に達していることから、酒田町の所得構造は、地主経営から得られる収益と、その収益の再投資によって得られる利子収入に極端なまでに依存していたと見なすことができよう。また、その資力を背景に、都市住民階層の最上層に位置する酒田町の高額所得者は、所有する土地から揚がる小作米の販売から得た収益を土地の購入や有価証券や貸付資金として再投資することによって家計が成立している地主にして利子生活者という両面の顔をもち、営業収益はもはや主要な所得源ではない。

3. 酒田町の所得上位者の土地所有

1) 明治28年度地所収益300円以上所得者の1885(明治18)年の土地所有規模

酒田町の都市上層部は、地主であるか商工業者であるかを問わず、その大多数が小作米の取得と販売から発生する地所収益を所得の源泉としていることが明らかとなったので、この地所収益の基盤となっている土地所有の分析に移ろう。1895(明治28)年の土地所有規模を直接的に記録している資料は存在しないので、迂回的ながら利用できる資料を使って所得者の土地所有規模を推定することにしよう。

第7表は、「明治28年(1895)酒田町上層部の職業別収入内訳」表において地所収益300円以上を記録する所得者26人について、所得高に対する地所収益の比率と「明治十八年山形県管内地価金三千元以

上公債証書五百円以上所有者人名録」¹²⁾に記録されている所有地所地価金を1反33円60銭の田地価格¹³⁾で田地に換算した土地所有面積を示している。

地所収益の比率は、最高の99.85%から最低の25.9%まで大きな開きがあるが、90%台が7人、80%台が6人、70%台が4人、60%台が3人、50%台が4人、50%未満が2人の構成であるから、26人中24人が50%以上の、13人が80%以上の地所収益依存率になる。地所収益1,000円以上の所得者では、池田藤八郎、村田與治兵衛¹⁴⁾、伊藤弥治平、森重郎、大泉長次郎、五十嵐伝之丞が、また1,000円未満の所得者では、橋本熊五郎、青塚岩治、関太郎兵衛が、地所からの収入に依存する度合いが顕著である。これらの所得者の所得構造は、酒田町の上層部中で最も地主らしい収入構成を有する。

さて、1895(明治28)年度に地所収益が300円以上を記録する26人の所得者の内19人は1885(明治18)年に所有地所地価金が3,000円に達している。ここで所有地所を全部田地であると仮定して、地所地価金を1反33円60銭の飽海郡の田地地価で換算すると、地価金3,000円は田地8町9反、約9町、10,000円は29町7反6畝、約30町となる。本間光輝の1,390町は別格としても、100町以上が伊藤弥治平と池田藤八郎の2人、90町台が小山太吉の1人、70町台が森重郎の1人、50町台が村田與治兵衛の1人、40町台が1人、30町台が1人、20町台が6人、10町台が3人、合計17人が、10町歩以上の田地所有者となる。もし田畑を合計した耕地面積に換算して土地所有の実際に近い近づければ、所有地所地価金3,000円以上所有者は全員が、10町歩以上の田畑を所有していたと見なしてもよいだろう¹⁵⁾。所有地所地価金で10,000円、田地面積に換算して約30町歩を所有する大地主が8人、20町歩以上地主が、ほかに6人も誕生しているように、都市住民階層の上層中の上層に位置している酒田町の高額所得者は、1885(明治18)年時点ですでに地所からの収入のみで悠悠閑閑と生

第7表 酒田町における地所収益 300 円 (1895 年度) 以上所得者の所有地所地価金 (1885 年) ならびに耕地 (田) 換算面積

氏 名	明治 28 年度 (1895 年度)		明治 18 年 (1885 年)	
	地所収益	対所得高	所有地所地価金	耕地面積 (田)
本間 光輝	34,642 円	65.65%	46 万 7,308 円 43 銭 1 厘	1,390 町 7 反
小山 太吉	7,866	76.3	3 万 1,443 円 14 銭 8 厘	93 町 5 反
池田 藤八郎	2,959	94.2	3 万 5,778 円 41 銭 8 厘	106 町 4 反
村田 與治兵衛	2,703	84.2	1 万 9,944 円 6 厘	59 町 3 反
伊藤 弥治平	2,552	98.9	3 万 6,046 円 82 銭 4 厘	107 町 2 反
森 重郎	1,789	91.8	2 万 5,109 円 92 銭 5 厘	74 町 7 反
松井 権平	1,521	81.1	8,836 円 93 銭 8 厘	26 町 3 反
大泉 長次郎	1,348	99.85	1 万 1,342 円 20 銭 9 厘	33 町 7 反
五十嵐伝之丞	1,284	96.25	5,631 円 58 銭 8 厘	16 町 7 反
白崎 善吉	1,038	70.5	9,178 円 04 銭	27 町 3 反
白崎 良弥			1 万 3,484 円 45 銭 9 厘	40 町 1 反
市原 平三郎	1,020	56.7	5,768 円 68 銭 6 厘	17 町 1 反
本間 長太郎	1,011	50.55	4,005 円 32 銭 4 厘	11 町 9 反
橋本 熊五郎	895	97.1		
秋野 平次郎	863	71.95	7,166 円 75 銭 6 厘	21 町 3 反
荒木 桑太郎	822	42.5		
金湖 與左衛門	766	51.4		
竹内 丑松	725	58.3	9,166 円 52 銭 7 厘	27 町 2 反
関 太郎兵衛	704	89.6	9,461 円 61 銭 6 厘	28 町 1 反
青塚 岩治	678	99.4	7,185 円 72 銭 3 厘	21 町 3 反
本間 庄七郎	496	86.9		
杉浦 謙吉	480	60.6		
本間 幸四郎	461	88.1		
家坂 徳兵衛	425	86.55		
真島 清太郎	362	70.6	3,143 円 11 銭 7 厘	9 町 3 反
杉原 新助	333	65.9	4,027 円 48 銭 5 厘	11 町 9 反
堀 助右衛門	302	25.9	3,006 円 44 銭 6 厘	8 町 9 反

地所収益は、小山孫二郎論文中の「明治 28 年 (1895) 酒田町上層部の職業別収入内訳」、所得高は、『明治二十八年度山形県所得納税者一覽』、所有地所地価金は、「明治十八年山形県管内地価金三千円以上公債証書五百円以上所有者人名録」(山形県立図書館所蔵)より作成。

所有耕地面積は、1 反あたり 33 円 60 銭の田地価格をもって換算した数値。

活できる資力を有する地主になっていた。

2) 1885 (明治 18) 年の所有地所地価金 3,000 円以上所有者の明治 10 年代後半の土地集積

第 8 表は、1885 (明治 18) 年に所有地所地価金が 3,000 円以上に達していた所有者について明治 10 年代後半の土地集積を調べるために、1884 年の初めに、山形県が県下の各郡役所に所有地所地価金 500 円以上所有者について調査させた資料、「地価金五百

円以上所有者取調表」¹⁶⁾ 中の所有地所地価金と、1885 年の所有地所地価金を対比して示したものである。

飽海郡役所「丁第百六十六号達」によって作成と提出を要請された郡下の戸長が、区内の該当者について取調表を提出した日付が 1884 (明治 17) 年の 2 月から 3 月にかけてであることから、第 8 表に示されている地価金は 1884 年初めか、前年末時点の所有

第8表 酒田町における明治18年現在所有地所地価金3,000円以上所有者の土地集積

氏名	明治18年(1885年)		明治17年(1884年)	
	地所地価金	換算面積	地所地価金	換算面積
本間 光輝	46万7,308円43銭1厘	1,390町7反	5,433円79銭2厘	16町1反
本間 光弥	9,063円26銭7厘	26町9反	20万8,323円	620町0反
伊藤 弥治平	3万6,046円82銭4厘	107町2反	2万3,406円49銭	69町6反
池田 藤八郎	3万5,778円41銭8厘	106町4反	4万0,454円08銭	120町3反
小山 太吉	3万1,443円14銭8厘	93町5反	1万6,875円48銭4厘	50町2反
森 重郎	2万5,109円92銭5厘	74町7反	2万4,682円85銭	73町4反
本間 光直	1万9,970円27銭6厘	59町4反	2,875円75銭8厘	8町5反
村田 與治兵衛	1万9,944円 6厘	59町3反	1万4,773円26銭	43町9反
伊藤弥治右衛門	1万5,455円52銭2厘	45町9反	5,002円81銭3厘	14町8反
白崎 良弥	1万3,484円45銭9厘	40町1反	1万0,980円	32町6反
大泉 長次郎	1万1,342円20銭9厘	33町7反	3,520円19銭	10町4反
関 太郎兵衛	9,461円61銭6厘	28町1反	5,570円	16町5反
白崎 善吉	9,178円04銭	27町3反	2,350円26銭	6町9反
竹内 丑松	9,166円52銭7厘	27町2反	4,791円89銭5厘	14町2反
松井 権平	8,836円93銭8厘	26町3反	560円44銭8厘	1町6反
青塚 岩治	7,185円72銭3厘	21町4反	9,178円21銭9厘	27町3反
秋野 平次郎	7,166円75銭6厘	21町3反	3,429円71銭6厘	10町2反
市原 平三郎	5,768円68銭6厘	17町1反	3,351円35銭8厘	9町9反
五十嵐伝之丞	5,631円58銭8厘	16町7反	2,920円22銭1厘	8町6反
佐藤 正治郎	5,352円26銭1厘	15町9反	896円20銭	2町6反
杉原 新助	4,027円48銭5厘	11町9反	504円36銭5厘	1町5反
本間 長三郎	4,005円32銭4厘	11町9反	3,801円75銭5厘	11町3反
本間 則光	3,322円13銭2厘	9町8反		
池田三郎右衛門	3,226円41銭1厘	9町6反	705円46銭1厘	2町0反
真島 源太郎	3,143円11銭7厘	9町3反	2,138円69銭6厘	8町6反
堀 助右衛門	3,006円44銭6厘	8町9反	2,889円31銭	6町3反

地所地価金は、明治18年は「明治十八年山形県管内地価金三千円以上公債証書五百円以上所有者人名録」、明治17年は「地価金五百円以上所有者取調表(飽海郡)」(ともに山形県立図書館所蔵)より作成。

所有耕地面積は、兩年次とも、1反あたり33円60銭の田地価格をもって換算した数値。

地所地価金であると見なしてよい。

ところで、1885年の時点で所有地所地価金3,000円以上の所有者は26人を数えたが、本間光弥、本間則光、本間光直、伊藤弥治右衛門、白崎良弥、池田三郎右衛門の6人が第7表に名前を連ねていない理由は、『明治二十八年度山形県所得納税者一覧』欄の納税者が独立した生計を営む戸主を対象としているためである。本間光弥が本間光輝の嫡子であることなどの事実から判断すると、これらの土地所有者は

いずれも、第7表と第8表に登場する同姓の一族であると考えてよい。1884年と1885年との比較において特徴的なことは、池田藤八郎¹⁷⁾と青塚岩治を除いて、第8表に名前を連ねる土地所有者の地所地価金が増加、それも多くの場合、著しい増加を記録していることである。親子間で土地の名義変更が行われている本間本家においては、判明している2人だけで26万2,614円90銭6厘の増加である。また、伊藤弥治平、小山太吉¹⁸⁾、伊藤弥治右衛門、本間光直

の4人は地価金10,000円以上、田地面積に換算して約30町歩以上の増加、村田與治兵衛、大泉長次郎、白崎善吉、松井権平の4人が地価金5,000円以上の増加、さらに、本間光輝と則光は考慮の対象外に置くとしても、白崎良弥、関太郎兵衛、竹内丑松、秋野平次郎、五十嵐伝之丞、佐藤正治郎、池田三郎右衛門、杉原新助¹⁹⁾の8人が、2,500円以上の地価金の増加である。要約すれば、1885(明治18)年の所有地所地価金3,000円以上所有者26人中19人—本間光輝は増加と見なす—の73.1%が、2,500円以上、11人が5,000円以上の地所を新たに取得したことになる。

1885(明治18)年に田地換算で約10町歩の地所を所有していたと推定される25人—1884年時点の地所地価金が判明しない本間則光は除く—の所有地所の合計は、1884年は39万9,415円36銭1厘の地価金から1,188町7反6畝、同様に、1885年は77万0,093円40銭4厘の地価金から2,291町9反4畝²⁰⁾となるので、10町歩以上土地所有者25人の所有地所面積は、この間に1.94倍に増加している。1884年から1885年にかけて進行している自作地の地滑りの小作地化という事実、明治10年代後半における農家の急激な窮迫化を読み取ることができよう。この過程で、一方では、地価金10,000円以上地主が7人から10人、田地換算で20町歩以上地主が8人から16人—本間本家は1人と数える—に増加して、地所収益のみで生計が成り立つ地主が多数出現することになった。他方では、すでに地所収益に依存していた本間家や池田家のような大地主に遅れはしたが、白崎善吉、竹内丑松、松井権平、市原平三郎、五十嵐伝之丞らの商工業者も、営業活動によって得た利益を積極的に土地集積に振り向けて、新興地主として成長を開始した。

3) 酒田町所得上位者の1895(明治28)年の土地所有規模

これまでの検討によって、1895(明治28)年度の

「所得高」と1896年度の「県税戸数割等級」において酒田町の上層部を形成している住民の大多数は、地所収益を所得の重要な源泉としていること、そして、地主であるか商工業者であるかを問わず、明治10年代後半に著しく土地集積を進めていることが明らかとなった。最後に、これらの土地所有者について、1895年の土地所有規模を推定してみよう。

1895(明治28)年については、所有地所地価金に関する資料は存在しないので、間接的な方法で土地所有規模を推定するしかない。先ず、事実として、1895年度に地所収益が300円以上を記録している26人の所得者の内19人は、1885(明治18)年に所有地所地価金が3,000円、田地換算で約10町歩以上の土地所有者であったという点に注目したい。言葉を換えて言えば、地所収益300円以上所得者は、飽海郡を含む庄内平野全体での明治10年代から20年代にかけての小作地率の動き²¹⁾から考えて、1895年には田地換算で少なくとも約10町歩の地所を所有していた、と考えるのが自然である。橋本熊五郎(酒造業)、荒木桑太郎(仲買人)、金湖與左衛門(酒造業)、本間幸四郎(廻船問屋)、家坂徳兵衛(桐油商)、杉浦謙吉(医師)の6人は、地所地価金は3,000円未満であったから、1885年以降にこの条件を満たす土地所有者になったと考えてよいだろう。1884年に推定で4町2反3畝の田地換算の地所を所有する金湖與左衛門、1町6反9畝の地所を所有する本間幸四郎以外の4人は、仮に地所を所有していたとしても、所有地所面積は1町5反以下にすぎなかったため、1895年度の地所収益の大きさは、かれら—医師の杉浦謙吉を例外として商工業者—が明治10年代末から20年代にかけて凄まじい勢いで小作地を取得して、地主化していったことを示している。

ところで、1898年9月調の「山形県多額納税者及大地主」名簿²²⁾には、所有地所地価金10,000円以上の地主名と、その郡別所有地所地価金が記載されている。それによると、酒田町在住者では小山太吉を

始めとして10人の名前を確認することができる。東田川郡下に地所所有の重点がある松井権平を除く9人は、いずれも飽海郡下に10,000円以上の地所を所有するほか、小山太吉と森重郎は東田川郡、本間光弥は西田川郡に、10,000円以上の地価に相当する地所を所有している。郡内に所有している地所地価金が10,000円未満の場合は、この資料は統計として計上していないので、上記の地主が所有する地所の全体を把握できるとすれば、ある地主が特定の郡に地所を集中して所有している場合に限定される。

飽海郡下に4万3,410円30銭8厘、東田川郡下に5万7,364円30銭8厘、合計して、10万0,774円30銭8厘の地所を所有する小山太吉の小作地経営の基盤がこの両郡²³⁾に、また飽海郡下に3万9,832円19銭の地所を所有する池田藤八郎の小作地経営の基盤が飽海郡²⁴⁾にあったという事実に着目して、小山太吉の1895年度の地所収益は約10万円の所有地所から、池田藤八郎の地所収益も約4万円の所有地所から生みだされたものと仮定して、両者の地所収益と地価金の関係を計算すると、小山太吉の地所収益は池田藤八郎の2.66倍、所有地所の地価金は2.53倍となり、2つの指標は対応的な関係にある。したがって、1895年度の小山太吉の地所収益7,866円は、田地換算で約300町歩の、池田藤八郎の地所収益2,959円は、約120町歩の所有地所からの揚りと推定することができる。

かくして、1町あたりの地所収益を約25円²⁵⁾として計算すると、1895年度の地所収益が2,500円を上回る村田與治兵衛と伊藤弥治平は100町歩地主となり、「山形県多額納税者及大地主」名簿には本間光弥名で、4万6,015円76銭9厘の地所地価金所有者としてしか示されないが、本間光輝の所有地所は約1,385町歩と見積られる。地所収益1,000円台の白崎善吉らは40町歩地主と考えてよい。地所収益300円は田地換算で約12町歩に相当するので、小山太吉と池田藤八郎の所有地所地価金対地所収益の関係から

の推計結果は、300円の地所収益を得るには田地換算で少なくとも約10町歩の地所を所有していることが必要条件であるとした先の推測を裏づけている。

III. 分析結果の要約と今後の課題

1. 分析結果の要約

本研究は、酒田町の都市住民階層において上層部を形成している所得上位者の所得内容を検討することによって、明治中期における酒田町の経済的存立基盤を解明することを目的としたものである。検討の結果を以下に要約する。

(1) 『明治二十八年度山形県所得納税者一覧』によると、酒田町は、所得高の合計で飽海郡の69.2%、所得税の納税額では飽海郡の79.7%を占めている。酒田町の所得構造に見られる特質が、飽海郡全体の所得構造の性格を規定していたといえる。

(2) 「明治28年(1895)酒田町上層部の職業別収入内訳」一覧表に記録されている所得高300円以上所得者92人について所得構造を検討した結果、「地所収益」(57.2%)が所得の根幹をなしていること、しかも、地所収益への収入依存度は、所得高300円以上層の13.2%から、500円以上層の32.2%、750円以上層の42.6%、1,000円以上層の53.2%、2,000円以上層の60.3%、3,000円以上層の89.1%へと、所得階層が上がるにつれて上昇していることが明らかとなった。唯一の例外は、有価証券投資が所得の一定の比率に達している10,000円以上層(67.4%)である。

(3) 「営業収益」(10.4%)を主な所得源泉としている所得階層は所得高300円以上500円未満層にあり、酒田町の有力商工業者が集中している所得高1,000円以上2,000円未満層の営業収益比率は20%程度でしかなく、営業収益のみを所得の源泉とするような高額所得者は酒田町では例外的な存在である。一般に知られている商都酒田のイメージは希薄

である。

(4) 1895 (明治 28) 年度に地所収益 300 円以上を記録している所得者 26 人中 19 人は、1885 年に田地換算で 10 町歩以上の土地をすでに所有していた。そして、1885 年に田地換算で 10 町歩の地所を所有していたと考えられる 25 人の所有地所面積の合計は、1884 年の 1,188 町 7 反 6 畝から 1885 年には 1.94 倍の 2,291 町 9 反 4 畝に増加している。明治 10 年代後半に自作地の小作地化が激しい勢いで進展したことを示している。

(5) 1895 (明治 28) 年度の地所収益 300 円以上所得者の多くが、1885 年時点で、地所地価金 3,000 円以上、田地換算で 10 町歩以上の所有者となっていたという事実と、明治 10 年代から 20 年代にかけての飽海郡を含む庄内平野での小作地率の動き、さらに特定地主の所有地所地価金を基礎とした推計から合わせ考えると、1895 年度の地所収益 300 円は、田地換算で約 12 町歩の地所からの揚りと考えられる。

(6) 結論的に言えば、酒田町の有力商工業者の大多数が、着手に遅い早いの違いはあれ、すでに地主化していた酒田町の都市住民階層の最上層に位置する大資産家に倣い、営業活動によって得た利益を明治 10 年代後半から 20 年代にかけて積極的に土地集積に振り向けた結果、酒田町の都市住民階層において上層部を形成する所得上位者の所得構造は、所得階層を横断的に地所収益に依存するものへと変化した。酒田町の資産家に蓄積された莫大な資金は、商工業活動のさらなる発展の方向、すなわち資本家的企業経営に振り向けられずに、専ら土地取得へと向かった。酒田の有力商工業者は、近代の前向きの産業化の道ではなく、産業化に逆行する地主化の道を選択した。この選択は、商都酒田が不在地主化した富豪の支配する都市へと変質したことを意味している。

2. 今後の課題

本研究は、全国的スケールでの統計調査が整備さ

れつつあったとはいえ、近代の都市研究においても最も基本的な資料となる「国勢調査」を始めとする各種の統計資料を利用する条件が整わないために、研究方法がまだ十分に開発されていない時代の日本の都市研究を発展させるための一つの研究方法を提示した試みである。近代において都市は農村以上に時の変化を敏感に映し出す鏡であるけれども、景観のようにはっきりと変化が現われる現象もあれば、ぼんやりとしか表面に現われない現象もある。都市研究の方法としては、幕藩体制下で成立した城下町内部の地域編制が、明治以降にどのように変化していったのかを追究するやり方が最もオーソドックスな方法としてこれまで採用されてきたが、この方法はいわば景観の変化を重視した研究である。本研究は、都市を構成する主体である都市住民の階層構成と所得源泉の分析によって都市の構造的変化を解明することを目的としているので、景観の変化としては容易に捉えにくい変化に着目した研究である。

しかし、都市住民の所得構造を解明できるような資料の存在は例外的であるので、むしろそのような資料が利用できない場合の都市について都市研究の一般的な方法を模索する必要がある。城下町起源にして府県制の実施過程で県庁所在都市となった山形を対象として、都市の構造的変化の実態を究明することを次の検討課題としたい。

付 記

本論文の骨子は 2000 年の東北地理学会秋季大会で発表したものである。山形大学赴任以来、絶えざる知的刺激を賜った日本女子大学教授内藤辰美先生(社会学)に本稿を献呈したい。

(2002 年 12 月 18 日 受理)

注

- 1) 『都市地理学研究』の第 2 部第 4 章「本邦都市の分布」(pp. 218-244) において日本の都市分布と分布要因が扱われている。
- 2) 明治期における日本の人口統計調査の沿革と概

- 要については、内閣統計局編纂(1906)『明治三十六年十二月三十一日日本帝国人口静態統計』中の内閣統計局長、花房直三郎による解説(I-V)と、日本統計研究所編(1960)『日本統計発達史』中の人口統計調査に関する記述部分(pp.14-23)を参照された。
- 3) 「国勢調査」を資料とする都市研究の動向については、葛西大和(2000)を参照。
 - 4) 詳しくは、横尾(2000)論文を参照。
 - 5) 「都市の地域構造」分野の田辺の研究は、Tanabe(1959,1970)、田辺(1971)に集約されている。
 - 6) 一国の経済活動の特質は、産業と貿易の構造を関連させることによって、その再生産の構造を把握することができるように、地域や都市についても同様の視角から再生産の構造を考えることができる。
 - 7) 酒田は、「諸国の客を引き受けて、北国一番の米の買入問屋になり、惣左衛門という名を知らないものはない」(麻生磯次訳『井原西鶴(下)』筑摩書房、1977、p.76)と、1688年刊行の『日本永代蔵』の文学的素材となった鑑屋の名とともに早くから上方にその名を轟かせる存在であった。酒田は、日本列島における鉄道の開通によって、海上輸送が変質を迫られるまで、土崎・新潟・伏木・坂井・敦賀・境などの港と並んで北前船が頻繁に往来する殷賑な港町であった。
 - 8) 小山(1958)、pp.726-727。原資料は「明治二十八年飽海郡取得金高下調」(所蔵先未確認)。
 - 9) 「明治28年(1895)酒田町上層部の職業別収入内訳」表の数字には誤りが多い。各所得者の収入別の所得高を仮に正しいと見なして、92人の合計を加算すると、「株券利子」、「俸給」、「家屋敷土蔵貸付取得」、「営業収益」、「総合計」に関して合計の数字が一致せず、また各所得者についても、個別の所得を加えた数字と所得者の所得高が一致しない場合が少なからず認められる。したがって、各所得者の所得高は、『明治二十八年度山形県所得納税者一覧』の所得高と必ずしも一致しない。そこで、比率の計算にあたっては、原則として、「明治28年(1895)酒田町上層部の職業別収入内訳」表の個別の収入明細をもとに、修正した所得合計を用い、個人の所得高を示す場合は、『明治二十八年度山形県所得納税者一覧』の数字を用いることにした。
 - 10) 14人とは、中平田村の藤井新治、伊藤四郎右衛門、秋野平次郎、折田金蔵、鶉渡川原村の大泉長次郎、荒木良実、石川熊二、清水永栄、伊藤仁助、西荒瀬村の本間光幸、本間光明、本間光義、富樫五郎兵衛、南遊佐村の大井藤四郎である。
 - 11) 堀助右衛門の所得源泉別の収入を合計した数字と所得高との間には、大きな開きが存在する。小山(1958)の表において400円とある「営業収益」は600円の誤植と見なして比率を計算してある。
 - 12) 山形県立図書館所蔵。
 - 13) 飽海郡の田地地価は、1884年が1反33円68銭1厘(『明治十七年度山形県勤業年報』)、1882年が1反33円64銭9厘(『明治十五年度山形県勤業年報』)である。
 - 14) 村田與治兵衛は、1887(明治20)年に先代與治兵衛の養嗣子となり、1891年に家督を相続しているので、1884年と1885年の地所所有者は、先代與治兵衛になる(高田可恒編輯発行『山形県荘内実業家伝』、1909、東田川郡、p.147)。
 - 15) 1884年の飽海郡の水田率(田/田畑)が、78.6%(庄内平野全体では79.3%)、また、小作地に対する田の割合は、飽海郡81.0%(庄内平野全体で82.3%)、そして、畑の地価が田地より低いことから、耕地換算にすれば、所有面積は増加する。
 - 16) 山形県立図書館所蔵。
 - 17) 池田藤八郎(西荒瀬村の本間光貞次男)は、1884年に池田家の養嗣子となり、1885年に池田冬から家督を相続している(有泉亀二郎編纂発行『山形県紳士録』、1900、山形市、p.267)。
 - 18) 小山太吉は1891年に先代太吉から家督を相続している(同上『山形県紳士録』p.257)。1892(明治25)年発行の『日本全国商工人名録(第一版)』に明治23年4月現在営業者として「廻船問屋」を営むのは先代太吉。
 - 19) 1884年と1885年の地所所有者氏名は杉原伊兵衛。同じく、本間長太郎は本間長三郎、真島清太郎は真島源治郎。
 - 20) 1884(明治17)年の飽海郡の小作地(田)面積に対する割合で示すと、1884年の1,188町7反6畝という規模は32.7%、同様に、1885年の2,291町9反4畝は63.0%に相当する大きさとなる。
 - 21) 庄内地方の小作地率(田)は1884年の40.6%から1895年に44.1%に上昇している。飽海郡は1884年の35.7%から1895年の43.8%へと庄内地方の平均以上に小作地化が進展している。
 - 22) 日本全国商工人名録発行所編纂(1898)『日本全国商工人名録(第二版)』、ゐ41-43。
 - 23) 農林省農務局『大正十三年六月調査五十町歩以上

- ノ大地主」(農業発達史調査会編『日本農業発達史(第7巻)』, 1955, 中央公論社)によると, 小山太吉は, 飽海郡10町村と東田川郡1村に田畑を所有している(p. 733)。
- 24) 池田藤八郎嗣子池田藤弥は, 飽海郡14村に田畑を所有している(同上書, p. 733)。
- 25) 小山太吉と池田藤八郎の, 1898(明治31)年9月現在の所有地所地価金から推計した概算の数値。

文 献

- 石塚裕道(1968): 資本主義の発展と東京の都市構造. 東京都立大学都市研究会編: 都市構造と都市計画. 東京大学出版会, 15-68.
- 海野福寿(1961): 明治初年・都市研究の二・三の問題. 地方史研究協議会編: 幕末・明治期における都市と農村(日本の町III). 雄山閣, 271-310.
- 海野福寿(1970): 工業発展と都市の動向—職業統計を手がかりとして. 古島敏雄・和歌森太郎・木村 礎編: 明治大正郷土史研究法(郷土史研究講座7). 朝倉書店, 141-175.
- 葛西大和(1977): 明治・大正期における本邦都市発展の動向と都市の工業構成. 岡山大学地理学研究報告, 3-1, 55-80.
- 葛西大和(1978): 大正中期中における本邦都市の工場所在状況と工場労働者構成. 岡山大学地理学研究報告, 3-2, 1-31.
- 葛西大和(1994): 日本の産業革命期を中心とした「工場」に関する統計資料とその活用方法について. 特定研究報告書. 東北日本における環境変化に関する研究. 山形大学, 77-101.
- 葛西大和(1997): 明治・大正期の山形県における商品流通の変化. 歴史地理学, 39-4, 1-24.
- 葛西大和(1998): 1870年代から1910年代に至る最上川舟運の変化. 地理学評論, 71(A), 824-844.
- 葛西大和(2000): 酒田町の都市住民構成の階層構成と商工業者の地位について. 岡山大学経済学会雑誌, 31, 665-690.
- 木内信蔵(1951): 都市地理学研究. 古今書院.
- 小森星児・成田孝三(1962): 明治の都市. 人文地理, 14, 80-84.
- 小山孫次郎(1958): 大地主と庄内米の流通—三居倉庫の顛末—. 農業発達史調査会編: 日本農業発達史(別巻上), 中央公論社, 719-788.
- 田辺健一(1971): 都市の地域構造. 大明堂.
- 田辺健一編(1982): 日本の都市システム—地理学的研究—. 古今書院.
- 古島敏雄(1961): 明治期における都市の動向. 地方史研究協議会編: 幕末・明治期における都市と農村(日本の町III). 雄山閣, 23-48.
- 藤岡謙二郎(1968): 日本の都市 その特質と地域的問題点—明治以後の変貌と現代都市に関するモノグラフ—. 大明堂.
- 森川 洋(1962): 明治初年の都市分布. 人文地理, 14, 377-395.
- 矢崎武夫(1962): 日本都市の発展過程. 弘文堂.
- 矢守一彦(1962): 城下町プランにおける「地域制」の明治以降における変化と作用—東海地方を事例として—. 名古屋大学文学部研究論集, 26(史学9), 75-96.
- 矢守一彦(1970): 都市プランの研究—変容系列と空間構成—. 大明堂.
- 矢守一彦(1972): 城下町研究ノート. 古今書院.
- 横尾 実(1962): 東北地方の城下町起源都市における地域構造の移行—江戸時代から第2次世界大戦時まで—. 季刊地理学, 52, 17-34.
- Schöller, P. (1969): Ein Jahrhundert Stadtentwicklung in Japan. Lauer, W. (Hrsg.): *Beiträge zur geographischen Japanforschung*, Colloquium Geographicum, Bd. 10, Ferd. Dümmlers Verlag, Bonn, 13-57.
- Tanabe, K. (1959): Development of areal structure of Japanese cities in the case of castle towns—As a geographic contribution to the study of urban structure—. *Sci. Rep. Tohoku Univ. 7th Ser. (Geogr.)*, 8, 88-105.
- Tanabe, K. (1970): Intra-regional structure of Japanese cities. *Japanese Cities—a geographical approach—*. *Special Publication No. 2 of the Association of Japanese Geographers*, 109-119.

On the Income-Sources of the Peoples in the Upper Brackets of Income in City of Sakata, Yamagata Prefecture, in the Middle Age of the Meiji Era

Yamato KASAI*

This paper examines the nature of the economic base of City of Sakata in the middle age of the Meiji Era, through an analysis on the income-sources of the upper brackets in income.

Sakata was known all over the country as a famous port of the districts along the shore of the Sea of Japan, together with Tsutizaki, Niigata, Fusiki, Mikuni, Tsuruga, Sakai and so on. However, owing to the Meiji Restoration, the depression of 1880s and the changes of transportation system around Sakata, Sakata was also forced to transfer from commercial city.

Now then, 78 peoples in the upper brackets of income in Sakata who have a yearly income of 300 yen and over in 1895, have the income of 57.2% deriving from the tenant land to total income. The income ratio from holdings of tenant land becomes increasingly from 13.2% in the stratum of 300-499 yen, 32.2% of 500-749 yen, 42.6% in 750-999 yen, 53.2% in 1,000-1,999 yen, 60.3% in 2,000-2,999 yen, to 89.1% in 3,000-9,999 yen. Even the stratum in 10,000 yen and over which has a considerable income from stocks and bonds, the ratio is 67.4%. In contrast to this, the income ratio from primary trades is only about 10%. The stratum which depends upon an income from the trades, is 300-499 yen in income. In the influentially commercial and industrial traders in Sakata with incomes of 1,000-1,999 yen, the income ratio obtained from trades is only about 20%. Namely, the rich peoples of Sakata, with few exceptions, are landowner of tenant land. Is it true that Sakata is a commercial city?

Now, 19 of 26 rich men who have a yearly income from land of 300 yen and over in 1895, had already rice fields of about 10 *chobu* (\approx 10 ha) and over in 1885. And, the total area of 25 landowners who had rice fields of about 10 *chobu* (\approx 10 ha) and over in 1885, became an increase of area by 1.94 in rice field from 1884 to 1885. Taking all things into consideration as to facts of the tenant land, it is possible to estimate that the income of 300 yen obtained from holdings of tenant land in 1895, derives from about 12 *chobu* (\approx 12 ha) in rice field.

In conclusion, Sakata was already not a city which was simply composed of the income of trades, but the city that depends chiefly on enormous wealth from the tenant land and interests. The nature of parasitic monemaking, the higher of urban residents he is, the more he depends, took simultaneously upon itself the responsibility to check the development of Sakata to the industrial city.

Key words : Urban Geography, economic base of city, upper brackets in income, nonresident and noncultivating landowners, sources of income, Sakata

* Faculty of Agriculture, Yamagata University, 1-4-12, Kojirakawa, Yamagata 990-8560, Japan